

議案第68号

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を  
廃止する等の条例の制定について

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等  
の条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を  
廃止する等の条例

(かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成  
17年かすみがうら市条例第111号）は、廃止する。

(かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例（平成17年か  
すみがうら市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表稲吉児童館の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部 勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

4 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第15号」を「第14号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表勤労青少年ホームの項を削る。